

株 主 各 位

香川県高松市磨屋町2番地8

株式会社クリエアナブキ

代表取締役社長 藏 田 徹

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面をもって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 香川県高松市古新町9番地1
リーガホテルゼスト高松 2F エメラルド
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第29期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第29期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集通知および添付書類をご持参くださいますよう併せてお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.crie.co.jp/>）に掲載いたします。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、消費税増税や夏場の天候不順の影響から消費者マインドが低下し、個人消費に弱さが見られたものの、生産や輸出が持ち直しに向かうなど、景気は緩やかな回復基調を続けました。

人材サービス業界においては、有効求人倍率の上昇に一服感が見られたものの、雇用情勢は総じて改善傾向で推移いたしました。また、派遣労働者の受入れ期間の上限を撤廃する法改正が見込まれるなど、雇用分野の規制改革が進もうとしております。

このような経営環境の中にあって、当社グループは、派遣市場の活性化に資する制度変更を前に、これを追い風として再成長を遂げるべく、強みを有する四国に経営資源を集中し、同地域での売上高・市場シェアの拡大をめざしております。

以上の結果、当期における当社グループの業績は、アウトソーシング事業などの減収により、売上高は6,147,476千円（前期比96.9%）にとどまりました。しかし、利益面では、収益性の高い人材紹介事業が好調であったこと、売上原価の低減に努めたことなどから、営業利益77,407千円（前期は2,692千円の営業損失）、経常利益83,844千円（前期比3,399.1%）、当期純利益40,379千円（前期は8,242千円の当期純損失）となりました。

各事業部門の業績は、次のとおりであります。

(人材派遣事業)

当事業の売上高は3,698,004千円（前期比99.5%）となりました。

当社グループの主力である当事業につきましては、平成26年4月に香川県丸亀市に支店を設置するなど、優位性を有する四国において可及的速やかに圧倒的な地位を確立すべく、同地域での営業体制の強化を進めております。3大都市圏での落ち込みを中四国の売上でカバーできず、減収にはなったものの、中四国において、新規契約数が堅調に推移するなど、持ち直しの動きが鮮明になってきました。

なお、当社は、派遣労働者の安定就労やキャリア形成に積極的に取り組んでいるとして、平成27年3月に厚生労働省から「優良派遣事業者」の認定を受けております。

(アウトソーシング事業)

当事業の売上高は2,083,331千円（前期比92.6%）となりました。

物流関連アウトソーシング事業を営む株式会社クリエ・ロジプラスにおいて、カタログ通販市場の低迷を背景に主たる取引先からの受注が減少したことから、前期実績を下回りました。なお、利益面に関しては、売上原価の低減（人員配置の効率化など）に努めたことにより、前期比で増益となっております。

(人材紹介事業)

当事業の売上高は171,516千円（前期比114.2%）となりました。

収益性の高い当事業につきましては、中四国を中心に、幅広い層を対象とした求人の開拓、求職者の確保に努めた結果、前期実績を上回りました。なお、東名阪の3支店においては、Uターン転職支援に力点を置くなど、これまで以上に四国を意識した戦略を展開しております。

(再就職支援事業)

当事業の売上高は33,750千円（前期比154.3%）となりました。

景気悪化局面で需要が急増する特性を持つ当事業につきましては、四国を中心に地道な営業活動を展開した結果、大型案件の受注があり、前期実績を大きく上回りました。

(IT (情報技術) 関連事業)

当事業の売上高は118,581千円 (前期比77.6%) となりました。

株式会社クリエ・イルミネートが首都圏を中心に提供する研修や教材作成のサービスにつきましては、前期に引き続き、マイクロソフト社 Share Point に関する技術者向けトレーニングが人気を集めました。しかし、動画を用いた新商品「バーチャルクラス」の開発・製作等のために、時間的な制約から受託件数を抑制した結果、前期実績を下回りました。

(その他の事業)

研修・測定サービスなど、上記の各事業部門に含まれない事業の売上高は、合計で42,291千円となりました。

事業部門別売上高および構成比

	売上高	構成比
人材派遣事業	3,698,004千円	60.2%
アウトソーシング事業	2,083,331千円	33.9%
人材紹介事業	171,516千円	2.8%
再就職支援事業	33,750千円	0.5%
IT関連事業	118,581千円	1.9%
その他の事業	42,291千円	0.7%
合計	6,147,476千円	100.0%

② 設備投資の状況

特記事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額650,000千円の当座貸越契約を締結しており、当期末における借入実行残高は8,000千円であります。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 26 期 平成24年 3 月期	第 27 期 平成25年 3 月期	第 28 期 平成26年 3 月期	第 29 期 平成27年 3 月期
売 上 高 (千円)	6,011,969	6,919,435	6,343,636	6,147,476
経 常 利 益 (千円)	54,028	43,431	2,466	83,844
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	23,710	23,976	△8,242	40,379
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	10円25銭	10円37銭	△3円56銭	17円46銭
総 資 産 (千円)	1,768,175	1,732,228	1,692,670	1,897,698
純 資 産 (千円)	780,102	789,952	769,254	806,298
1株当たり純資産額	335円29銭	338円90銭	329円33銭	343円93銭

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、「1株当たり純資産額」は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 平成23年10月1日付で、普通株式1株につき100株の割合をもって、株式の分割を実施いたしました。なお、第26期の1株当たり当期純利益は、当該期の期首に当該株式の分割が行われたものとして算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 26 期 平成24年 3 月期	第 27 期 平成25年 3 月期	第 28 期 平成26年 3 月期	第 29 期 平成27年 3 月期
売 上 高 (千円)	5,731,246	5,094,409	4,509,561	4,419,040
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	49,288	4,905	△44,824	28,010
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	19,837	216	△36,835	14,523
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	8円58銭	0円09銭	△15円93銭	6円28銭
総 資 産 (千円)	1,427,914	1,268,739	1,274,542	1,442,006
純 資 産 (千円)	736,396	720,980	670,252	678,165
1株当たり純資産額	318円43銭	311円76銭	289円83銭	293円25銭

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、「1株当たり純資産額」は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 平成23年10月1日付で、普通株式1株につき100株の割合をもって、株式の分割を実施いたしました。なお、第26期の1株当たり当期純利益は、当該期の期首に当該株式の分割が行われたものとして算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	親会社の持株数 (議決権比率)	親会社との主な取引
㈱穴吹ハウジングサービス	65,500株 (2.8%)	人材派遣、支店事務所の賃借等の取引関係があります。
穴吹興産(株)	1,323,500株 (57.2%)	人材派遣、本社事務所の賃借等の取引関係があります。

(注) ㈱穴吹ハウジングサービスは、穴吹興産(株)の親会社であります。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱クリエ・ロジプラス	50,000千円	90.0%	アウトソーシング事業
㈱クリエ・イルミネート	10,000千円	100.0%	I T 関 連 事 業

③ その他の重要な企業結合の状況

当社は、株式会社採用工房（資本金12,000千円）の議決権を20.0%所有しており、同社は当社の持分法適用関連会社であります。

なお、あなぶきヘルスケア株式会社につきましては、平成26年12月25日付で同社株式を全部譲渡したため、持分法適用関連会社から除外いたしました。

(4) 対処すべき課題

月例経済報告の推移を見ると、雇用情勢の改善を伴いながら、景気が緩やかな回復を続けていることが分かります。企業の過去最高益を伝える報道に接する機会も増えてきました。上場している同業他社の業績は、概ね増収増益基調にあるようです。

前期決算で上場来初の営業赤字を経験した当社グループも、当期は、全ての利益項目で黒字を確保することができました。しかし、売上高だけは、またも前期実績を下回る結果に終わりました。

当社の連結売上高がピークを打ったのは、リーマン・ショックが発生する直前の平成20年3月期のこと。その後は、当社単体の主力事業である人材派遣の売上が当該期の半分の規模にまで漸減していく中で、事業譲受けによりアウトソーシング売上が急増した平成25年3月期を除き、7年にわたって減収を繰り返してきました。

派遣売上が半減した理由は、リーマン・ショックや東日本大震災が雇用情勢に与えた影響、旧政権下の労働行政の影響など、容易に列挙することができます。ただ、同じ悪条件の下にいた有力な同業他社の業績は、売上高・利益の両面で、回復局面を迎えつつあります。直近期における彼我の業績の差は、主たる営業基盤の市場環境の相違、すなわち大都市圏と中四国の景気格差によるところが大きいと考えております。

もっとも、当社グループは、大都市圏において同業大手と同じ土俵で競った果てに営業赤字に転落した苦い教訓を踏まえ、敢えて、強みを有する四国を重視した営業戦略へと舵を切りました。30年にならんとする営業活動で培われた信頼と実績、地元本社の上場・総合人材サービス企業という独自性、あなぶきグループの知名度と力量など、同業大手より有利な環境で事業を展開できる四国において可及的速やかに圧倒的地位を確立し、中四国No. 1の総合人材サービス企業をめざしていこうと決意いたしました。

当期の減収は、半ば意図的な大都市圏での落ち込みを、当社単体の中四国での売上の伸長でカバーできなかった結果であり、これまでの減収とは本質的に異なります。それ故に、僅か1年で一目瞭然の成果を得られなかったことをもって、四国重視の方向性を変えようとは思いません。寧ろ、今後も四国重視を貫いた先にこそ、当社グループの未来があると信じております。

この平成28年3月期には、派遣労働者の受入れ期間の上限を撤廃する法改正をはじめ、雇用分野における規制改革の進展が見込まれております。

そして何より「地方創生」の機運が、人口減少・少子高齢化時代を迎える四国経済の持続的発展に向けた取り組みを後押しすると期待されます。

目前にある千載一遇の好機を捉え、持続的発展に繋げていくためにも、当社グループは、四国重視の営業戦略を更に徹底していく考えです。中四国では派遣売上が既に増収に転じており、主力の人材派遣事業が長期低迷を脱したことは間違いありません。折よく、去る平成27年3月、当社は「優良派遣事業者」認定を受けました。人材派遣は、地域に根差した事業です。地道にかつ真摯に、地域密着型の営業を継続していけば、お客様は、必ず当社を選択してくださるはずです。

一方、収益性向上の鍵を握る人材紹介事業に関しては、四国重視の方針に従って、大都市圏在住の人材の四国への流入に繋がるUターン・Iターン転職支援に注力するとともに、予定される法改正の趣旨を踏まえ、直接雇用への途を開く紹介予定派遣にも積極的に取り組んでまいります。また、大都市圏においては、企業の求人・採用活動に係るコンサルティングサービスを強化するなどして、同業大手との差別化を図り、確実に収益を確保していきたいと考えております。

連結子会社の業績は、概ね安定的に推移しております。人材派遣事業の復調、人材紹介事業や採用コンサルティングサービスの成長により、当社単体の業績が上向きさえすれば、多くの上場企業のように、当社グループの業績もまた、増収増益基調となることは自明の理です。

来る平成28年4月、当社は、設立30周年を迎えます。今この時こそが、当社グループの持続的発展に向けた正念場といえます。いつまでも地域社会に活かされ活きる存在でありたい。当社グループは、雇用の側面から「地方創生」の一翼を担いつつ、地域社会と共に、明るい未来へと羽ばたきたいと強く決意しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容**（平成27年3月31日現在）

当社グループは、人材派遣事業、アウトソーシング事業、人材紹介事業、再就職支援事業、IT関連事業およびその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は、次のとおりであります。

① **人材派遣事業**

厚生労働大臣の許可を受けて、労働者派遣法に基づく一般労働者派遣事業を行っております。

② **アウトソーシング事業**

取引先の業務過程の一部を受託する事業を行っております。

③ **人材紹介事業**

厚生労働大臣の許可を受けて、職業安定法に基づく有料職業紹介事業を行っております。

④ **再就職支援事業**

取引先から雇用調整に伴う退職者向け再就職支援を受託する事業を行っております。

⑤ **IT関連事業**

IT関連の研修や教材作成などの事業を行っております。

⑥ **その他の事業**

研修・測定サービス、組織人事コンサルティングといった人材サービス関連の事業を行っております。

(6) 主要な事業施設等 (平成27年3月31日現在)

① 当社	本社	香川県高松市	
	高松支店	香川県高松市	
	丸亀支店	香川県丸亀市	
	徳島支店	徳島県徳島市	
	高知支店	高知県高知市	
	松山支店	愛媛県松山市	
	新居浜支店	愛媛県新居浜市	
	広島支店	広島市中区	
	岡山支店	岡山市北区	
	大阪支店	大阪市北区	
名古屋支店	名古屋市中区		
東京支店	東京都千代田区		
② 子会社			
	株式会社クリエ・ロジプラス	本社	香川県高松市
		志度ロジスティクス センター	香川県さぬき市
	春日物流センター	香川県高松市	
	株式会社クリエ・イルミネート	本社	東京都港区

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前期末比増減
人材派遣事業 アウトソーシング事業 人材紹介事業	486名	△17名
再就職支援事業	2名	±0名
IT関連事業	6名	±0名
その他の事業	3名	+1名
全社（共通）	13名	△2名
合計	510名	△18名

- (注) 1. 使用人数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、契約社員を含めております。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属している者であります。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	43名	△20名	38.9歳	8.0年
女性	52名	△4名	35.9歳	6.6年
合計または平均	95名	△24名	37.3歳	7.2年

- (注) 1. 使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、契約社員を含めております。
2. 使用人数が、前期末に比し24名減少いたしましたのは、主に、株式会社クリエ・ロジプラスからのアウトソーシング事業に係る出向者17名（男性15名、女性2名）全員が、当期末までに同社に復帰したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) 百 十 四 銀 行	100,000千円
(株) あ お ぞ ら 銀 行	50,700千円
(株) 香 川 銀 行	33,000千円
(株) 中 国 銀 行	10,004千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,340,000株（自己株式27,440株を含む。）
- (3) 株主数 615名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
穴吹興産(株)	1,323,500株	57.2%
藏田徹	228,700株	9.9%
クリエアナブキ従業員持株会	84,200株	3.6%
(株)穴吹ハウジングサービス	65,500株	2.8%
島津実義	61,400株	2.7%
穴吹忠嗣	48,000株	2.1%
深谷泰平	31,000株	1.3%
上口裕司	29,000株	1.3%
日本証券金融(株)	25,000株	1.1%
山下博	21,000株	0.9%

(注) 持株比率は、自己株式（27,440株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当期中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	穴 吹 忠 嗣	穴吹興産㈱代表取締役社長
代 表 取 締 役 社 長	藏 田 徹	穴吹興産㈱取締役 ㈱クリエ・ロジプラス取締役 ㈱クリエ・イルミネート取締役
取 締 役	上 口 裕 司	執行役員管理部長 ㈱クリエ・ロジプラス監査役 ㈱クリエ・イルミネート監査役 ㈱採用工房監査役
取 締 役	北 村 ひ と み (通称名：青柳ひとみ)	執行役員営業部長兼事業戦略部長 ㈱クリエ・ロジプラス取締役 ㈱クリエ・イルミネート取締役 ㈱採用工房取締役
取 締 役	大 谷 佳 久	あなぶきメディカルケア㈱代表取締役社長
常 勤 監 査 役	福 田 清 之	
監 査 役	柳 瀬 治 夫	弁護士
監 査 役	桑 島 美 恵 子 (通称名：岡崎美恵子)	公認会計士

- (注) 1. 監査役柳瀬治夫氏および桑島美恵子氏は、社外監査役であります。
2. 監査役桑島美恵子氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として監査役柳瀬治夫氏および桑島美恵子氏を指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当期中の監査役の異動は、次のとおりであります。
- ① 平成26年6月19日開催の第28回定時株主総会の終結の時をもって、監査役石川千晶氏が任期満了により退任いたしました。
 - ② 平成26年6月19日開催の第28回定時株主総会において、新たに桑島美恵子氏が監査役に選任され就任いたしました。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	4名	50,589千円
監 査 役	4名	9,600千円
合 計	8名	60,189千円

- (注) 1. 上記には、当期中に退任した監査役1名を含めております。
2. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 支給額のうち、社外役員の報酬等の総額は3,000千円であります。
5. 当社の親会社の役員を兼務する当社の社外役員が、当期中の当社の社外役員であった期間に、親会社から受け取った役員としての報酬等の総額は600千円であります。
6. 取締役の報酬限度額は、平成13年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額80,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
7. 監査役の報酬限度額は、平成13年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
8. 各取締役の報酬月額は、報酬限度額の範囲内で、経験等を踏まえた職位別の基本額をベースに、直前事業年度の利益目標、生産性目標、成長性目標および政策指標（年度方針）目標の達成度などを加味して、決定しております。また、各監査役の報酬月額は、報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。なお、親会社との兼務役員3名（取締役2名、監査役1名）および親会社の使用人である取締役1名につきましては、当社および親会社における業務内容を勘案した所要の調整を行っております。
9. 当社には役員退職慰労金制度がなく、役員賞与も支給しておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役

該当者はありません。

② 監査役

a. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
特記事項はありません。

b. 当期における主な活動状況

柳瀬治夫氏

当期中に開催された取締役会26回のうち13回（うち定時取締役会には12回中11回）、監査役会15回のうち13回に出席し、議案の審議に必要な質問と豊富な経験に基づく適切な発言を行っております。

桑島美恵子氏

平成26年6月19日開催の第28回定時株主総会において新たに監査役に選任され、同日付で就任した後、当期末までに開催された取締役会19回のうち10回（うち定時取締役会には9回中8回）、監査役会11回のうち10回に出席し、議案の審議に必要な質問と豊富な経験に基づく適切な発言を行っております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に支払った報酬等の総額

	支払額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するため、取締役会はコンプライアンス規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ② 事業年度ごとに、重要な経営方針を策定し、全社への浸透を図る。
- ③ コンプライアンス委員会を設置し、規程、マニュアル等の制定および見直し、全社への周知徹底を行う。
- ④ コンプライアンス体制を有効に機能させるため、コンプライアンスに関する研修等の具体的な年間計画をコンプライアンス委員会で策定し、体制整備を進める。
- ⑤ 組織及び職務分掌・職務権限規程を制定し、職務の執行について責任および範囲を明確に定める。
- ⑥ 取締役および使用人による法令等の違反を早期に発見・是正するため、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- ⑦ 内部監査規程を定め、各部門から独立した内部監査員が内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ⑧ 社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、警察、顧問弁護士等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、社内文書保管・保存規程に従い、適切な保存および管理を行う。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理は、当該情報を取締役および監査役が常時閲覧できる環境で行う。
- ③ 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理事務の所管は、関連規程の定めに従う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は経済情勢、業界の動向等を勘案した中期経営計画を策定する。また、当該計画達成のため、各部門において具体的な行動計画を立案し、常勤の取締役全員により構成される経営会議への報告等を通して、統一的な進捗管理を行う。
- ② 取締役会規程、組織及び職務分掌・職務権限規程、および稟議規程を制定し、決裁手続および権限等を明確に定める。
- ③ 取締役の職務執行の管理・監督を行うため、毎月1回、定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

(4) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社には取締役会を設置し、当社の取締役1名以上が子会社の役員を兼任する。
- ② 取締役会は、当社グループ（当社および当社の子会社のことをいう。以下同じ。）の中期経営計画を策定する。また、当該計画達成のため、各子会社に具体的な行動計画を立案させ、その進捗管理を行わせる。
- ③ 子会社に対し、少なくとも毎月1回、当社の取締役会または経営会議において、営業成績、財務、人事その他の経営上の重要事項に関する報告を行うことを義務づける。
- ④ 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための各種施策に加え、当社グループとして必要な企業倫理、コンプライアンス、リスク管理の体制等を整備し、浸透を図る。
- ⑤ 当社グループにおける取引等については、法令、定款、企業会計基準、税法その他の社会的規範に照らして適切なものでなければならない。
- ⑥ 当社グループにおける取引等の公正性および適正性を確保するため、会社間の取引等に係る方針を関係会社管理規程として定め、同規程に基づいた運営および管理を行う。

(5) 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループにおける損失の危険の管理を適切に行うため、リスク管理の基本的事項をリスク管理規程に定め、リスク管理統括部門および必要に応じ代表取締役社長が指名した者が、各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。

- ② リスク管理統括部門は、リスク管理規程に基づいて、当社グループのリスク管理を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、適当な使用人を配置しなければならない。
 - ② 監査役補助者は、監査役よりその職務執行に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役および使用人の指揮命令を受けない。
 - ③ 監査役補助者の取締役からの独立性および監査役補助者に対する監査役の指示の実効性を確保するため、その人事異動については、監査役の同意を必要とする。また、取締役会の決議により監査役補助者を懲戒に付す場合にも、監査役の同意を必要とする。
- (7) 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は、監査役の要請に応じて、経営会議その他の重要な会議に監査役が出席できる機会を確保する。
 - ② 当社グループ役職員（当社の取締役および使用人ならびに当社の子会社の取締役、監査役および使用人のことをいう。以下同じ。）は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実や不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見した場合、直ちに当該事実を当社の監査役に報告する。
 - ③ 当社グループ役職員は、当社の監査役から業務に関する報告を求められた場合、速やかにこれに応じる。
 - ④ 当社の監査役に報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (8) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、意見交換を行う。
 - ② 監査役会は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行う。

- ③ 監査役は、内部監査員に対し、職務の執行に必要な協力を求めることができる。
- ④ 監査役から会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を受けたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと思えられる場合を除き、速やかにこれに応じる。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムを構築する。
- ② 代表取締役社長は、内部統制システムの整備・運用を継続的に評価する。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月12日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものであります。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直しを行うとともに、法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更を行ったものであります。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【1,661,291】	【流動負債】	【894,859】
現金及び預金	939,185	短期借入金	26,000
売掛金	663,274	1年内返済予定の長期借入金	39,464
原材料及び貯蔵品	810	未払金	74,849
前払費用	18,619	未払費用	430,712
未収還付法人税等	3,213	未払消費税等	214,056
繰延税金資産	34,718	未払法人税等	26,780
その他	2,447	預り金	9,434
貸倒引当金	△977	賞与引当金	67,636
		その他	5,926
【固定資産】	【236,407】	【固定負債】	【196,539】
(有形固定資産)	(17,351)	長期借入金	128,240
建物	8,960	退職給付に係る負債	68,299
工具、器具及び備品	8,390		
(無形固定資産)	(73,825)	負債合計	1,091,399
のれん	45,156	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	24,475	【株主資本】	【794,892】
電話加入権	4,188	資本金	243,400
その他	5	資本剰余金	112,320
(投資その他の資産)	(145,230)	利益剰余金	445,837
投資有価証券	29,740	自己株式	△6,664
繰延税金資産	22,879	【その他の包括利益累計額】	【476】
差入保証金	92,060	その他有価証券評価差額金	476
その他	550	【少数株主持分】	【10,930】
		純資産合計	806,298
資産合計	1,897,698	負債純資産合計	1,897,698

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上		6,147,476
売	上	原	4,899,781
	売	上	1,247,694
販	費	及	1,170,286
	管	理	
	費		
営	業	利	77,407
営	業	外	
	受	取	152
	受	取	16
	持	分	3,846
	業	務	240
	受	取	2,572
	助	成	3,310
	雑	収	298
営	業	外	10,436
	支	払	3,977
	雑	損	23
	経	常	83,844
特	別	利	
	投	資	1,398
	有	価	1,398
特	別	損	
	固	定	2,059
	固	定	702
	資	産	2,762
	資	産	
	除	却	
	損		
	税	金	82,480
	法	人	32,725
	税	、	
	住	民	6,099
	税	等	38,825
	法	人	
	税	等	
	調	整	
	額		
	少	数	43,654
	株	主	3,275
	損	益	
	調	整	
	前	当	40,379
	期	純	
	利	益	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合 計	そ の 他 の 括 弧 内 の 額	そ の 他 の 括 弧 外 の 額
平成26年4月1日 期首残高	243,400	112,320	412,396	△6,646	761,469	131	131
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当			△6,937		△6,937		
当 期 純 利 益			40,379		40,379		
自 己 株 式 の 取 得				△18	△18		
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						345	345
連結会計年度中の変動額合計	—	—	33,441	△18	33,423	345	345
平成27年3月31日 期末残高	243,400	112,320	445,837	△6,664	794,892	476	476

	少 数 株 主 持 分	純 資 産 計
平成26年4月1日 期首残高	7,654	769,254
連結会計年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△6,937
当 期 純 利 益		40,379
自 己 株 式 の 取 得		△18
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	3,275	3,620
連結会計年度中の変動額合計	3,275	37,044
平成27年3月31日 期末残高	10,930	806,298

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	株式会社クリエ・ロジプラス 株式会社クリエ・イルミネート

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数	1社
持分法適用関連会社の名称	株式会社採用工房

当連結会計年度から、株式会社採用工房を持分法適用の範囲に含めております。これは、当連結会計年度において、新たに発行済株式総数の20%を取得したことによるものであります。同社については、事業年度の末日が連結会計年度の末日と異なるため、同社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

なお、前連結会計年度において持分法適用関連会社でありました、あなぶきヘルスケア株式会社については、保有株式を全部譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

a. その他有価証券

時価のあるもの	連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

b. たな卸資産

仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

定率法	
なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。	
建物	3～18年
工具、器具及び備品	3～20年

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却によっております。

b. 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、当社および連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

使用人の賞与支払に備えるため、当社および連結子会社は当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 92,350千円
(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行との間で、それぞれ当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく、当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	650,000千円
借入実行残高	8,000千円
差引額	642,000千円

6. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,340,000株	一株	一株	2,340,000株

- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	27,400株	40株	一株	27,440株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加40株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

- (3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成26年6月19日開催の第28回定時株主総会決議による配当に関する事項

- a. 配当金の総額 6,937,800円
b. 1株当たり配当額 3円
c. 基準日 平成26年3月31日
d. 効力発生日 平成26年6月20日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの
平成27年6月24日開催の第29回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。
- | | |
|-------------|-------------|
| a. 配当金の総額 | 11,562,800円 |
| b. 1株当たり配当額 | 5円 |
| c. 基準日 | 平成27年3月31日 |
| d. 効力発生日 | 平成27年6月25日 |

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画（設備投資計画を含む。以下同じ。）に照らし、主として銀行借入により、必要な資金を調達しております。一時的な余資の運用については、経営状況が健全な金融機関の短期性の預金等に限定しており、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

なお、当社グループは、デリバティブ取引を行っておりません。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払費用は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。また、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後約2年であります。これらの借入金のうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社では、債権及び与信管理規程に従い、営業債権について、各取引担当部門と当該規程の主管部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

なお、当社の連結子会社においても、同様の方法によって管理しております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

短期借入金および長期借入金については、担当部門が適時に利率動向等をモニタリングすることにより、市場リスクを管理しております。

なお、当社グループは、外貨建ての金融商品を保有しておりません。

- c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、営業債務や借入金についての流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	939,185	939,185	—
(2) 売掛金	663,274	663,274	—
(3) 投資有価証券	1,200	1,200	—
資産計	1,603,659	1,603,659	—
(1) 短期借入金	26,000	26,000	—
(2) 1年内返済予定 の長期借入金	39,464	39,560	96
(3) 未払費用	430,712	430,712	—
(4) 未払消費税等	214,056	214,056	—
(5) 長期借入金	128,240	128,437	197
負債計	838,472	838,766	293

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 短期借入金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(5) 長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、当社グループの信用状態も、借入れ後、大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて、現在価値を算出しております。

デリバティブ取引

当社グループは、デリバティブ取引を行っておりません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	28,540

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	939,185	—	—	—
売掛金	663,274	—	—	—
合計	1,602,459	—	—	—

4. 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	26,000	—	—	—	—	—
長期借入金	39,464	128,240	—	—	—	—
合計	65,464	128,240	—	—	—	—

9. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	343円93銭
(2) 1株当たり当期純利益	17円46銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 追加情報

該当事項はありません。

13. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 5 月 19 日

株式会社クリエアナブキ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千	葉	達	也	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡	辺	力	夫	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クリエアナブキの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリエアナブキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第29期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 5 月 22 日

株式会社クリエアナブキ 監査役会

常 勤 監 査 役	福 田 清 之 ㊟
監査役（社外監査役）	柳 瀬 治 夫 ㊟
監査役（社外監査役）	桑 島 美 恵 子 ㊟

貸 借 対 照 表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[1,241,975]	【流動負債】	[619,666]
現金及び預金	717,262	短期借入金	16,000
売掛金	487,999	1年内返済予定の長期借入金	16,664
原材料及び貯蔵品	616	未払金	30,135
前払費用	14,802	未払費用	332,263
繰延税金資産	19,824	未払消費税等	166,472
その他	1,518	未払法人税等	9,153
貸倒引当金	△48	前受金	5,172
		預り金	6,810
		賞与引当金	36,875
		その他	118
【固定資産】	[200,031]	【固定負債】	[144,174]
(有形固定資産)	(14,975)	長期借入金	108,340
建物	8,165	退職給付引当金	35,834
工具、器具及び備品	6,809		
(無形固定資産)	(22,039)	負債合計	763,840
ソフトウェア	17,845		
電話加入権	4,188	純資産の部	
商標権	5	【株主資本】	[677,689]
(投資その他の資産)	(163,017)	資本金	243,400
投資有価証券	2,200	資本剰余金	112,320
関係会社株式	83,500	資本準備金	112,320
繰延税金資産	11,506	利益剰余金	328,634
差入保証金	65,259	利益準備金	6,380
その他	550	その他利益剰余金	322,253
		繰越利益剰余金	322,253
		自己株式	△6,664
		【評価・換算差額等】	[476]
		その他有価証券評価差額金	476
資産合計	1,442,006	純資産合計	678,165
		負債純資産合計	1,442,006

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,419,040
売 上 原 価		3,375,100
売 上 総 利 益		1,043,940
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,017,370
営 業 利 益		26,569
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	113	
受 取 配 当 金	976	
業 務 受 託 手 数 料	3,000	
雑 収 入	164	4,254
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,791	
雑 損 失	23	2,814
経 常 利 益		28,010
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	7,900	7,900
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2,059	
固 定 資 産 除 却 損	630	2,689
税 引 前 当 期 純 利 益		33,220
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	9,534	
法 人 税 等 調 整 額	9,162	18,697
当 期 純 利 益		14,523

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
平成26年4月1日 期 首 残 高	243,400	112,320	112,320	6,380	314,667	321,048	△6,646	670,121
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△6,937	△6,937		△6,937
当期純利益					14,523	14,523		14,523
自己株式の取得							△18	△18
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	7,585	7,585	△18	7,567
平成27年3月31日 期 末 残 高	243,400	112,320	112,320	6,380	322,253	328,634	△6,664	677,689

	評価・換算差額等		純 資 産 計
	そ の 他 証 券 価 値 評 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 合 計	
平成26年4月1日 期 首 残 高	131	131	670,252
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△6,937
当期純利益			14,523
自己株式の取得			△18
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	345	345	345
事業年度中の変動額合計	345	345	7,912
平成27年3月31日 期 末 残 高	476	476	678,165

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

有価証券

 その他有価証券

 時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

 時価のないもの

移動平均法による原価法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 3～20年

（少額減価償却資産）

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却によっております。

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

使用人の賞与支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 76,537千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行との間で、それぞれ当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく、当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	550,000千円
借入実行残高	8,000千円
差引額	542,000千円

(3) 保証債務

次の関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

株式会社クリエ・ロジプラス 42,700千円

(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務には、次のものがあります。

(流動資産)

売掛金 16,644千円

その他 18千円

(固定資産)

差入保証金 17,764千円

(流動負債)

未払金 4,653千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引に関するものは、次のとおりであります。

売上高 237,705千円

売上原価 20,828千円

販売費及び一般管理費 47,213千円

営業取引以外の取引による取引高

受取配当金 960千円

業務受託手数料 2,760千円

雑収入 52千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	27,400株	40株	一株	27,440株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加40株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金超過額	12,106千円
未払事業税否認	973千円
未払法定福利費	1,788千円
未払人件費	306千円
税務上の繰越欠損金	3,712千円
その他	937千円
繰延税金資産（流動）小計	19,824千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産（流動）合計	19,824千円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金超過額	11,488千円
減損損失	242千円
投資有価証券評価損	3,206千円
資産除去債務	3,741千円
繰延税金資産（固定）小計	18,678千円
評価性引当額	△6,947千円
繰延税金資産（固定）合計	11,731千円
繰延税金資産 合計	31,556千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	224千円
繰延税金負債（固定）合計	224千円
繰延税金資産の純額	31,331千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2%
住民税均等割等	11.8%
受取配当金等永久に損金に算入されない項目	△8.9%
評価性引当額	2.1%
留保金課税	4.9%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	8.2%
その他	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	56.3%

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.4%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は2,731千円減少し、法人税等調整額が2,754千円、その他有価証券評価差額金が23千円、それぞれ増加しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社および主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社名 社名 の 氏	等 称 は 名	所在地	資 本 出 資 金 額 (千円)	金 は 業 務 に 関 連 する 業 務 の 内 容	議 決 権 の 所 有 割 合 (被所有)	関 連 事 務 と 関 連 する 役 員 の 任 務	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
親会社	穴吹興産	有限	香川 県 高松市	755,794	不 動 産 関 連 事 業	(被所有) 直接 57.2%	設 備 の 借 賃 の 任 務	建 物 等 賃 借	21,020	差 保 入 証 金	12,814

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 市場価格を参考に、取引条件を決定しております。

(2) 子会社および関連会社等

種類	会 社 の 名 氏	社 名 の 等 呼 称 は 名	所在地	資 本 本 た ま 出 (千 円)	金 は 金 (千 円)	事 業 内 主 職 業 の 容 は 業 た 業 の 業	議 決 権 の 所 有 割 (被 所 有 割)	等 有 合 合	関 連 者 の 係 連 者 の 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子会社	㈱クリエ・ロジプラス		香川県 高松市	50,000		ア ウ ト ー グ ラ フ 事 業	(所有) 直接 90.0%		役 員 の 任 務 兼	債 務 保 証	42,700	-	-

(注) 債務保証は、㈱クリエ・ロジプラスの金融機関からの借入に対し、当社が債務保証を行ったものであります。

- (3) 同一の親会社をもつ会社等およびその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。
- (4) 役員および主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 293円25銭
- (2) 1株当たり当期純利益 6円28銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 追加情報

該当事項はありません。

13. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 5 月 19 日

株式会社クリエアナブキ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千 葉 達 也	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡 辺 力 夫	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クリエアナブキの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 5 月 22 日

株式会社クリエアナブキ 監査役会

常 勤 監 査 役	福 田 清 之	㊞
監査役(社外監査役)	柳 瀬 治 夫	㊞
監査役(社外監査役)	桑 島 美 恵 子	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な課題と認識しており、安定的かつ継続的な配当を実施してまいりたいと考えております。

第29期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円　　総額11,562,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行され、業務執行取締役等ではない取締役および社外監査役以外の監査役とも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、それらの取締役および監査役につきましても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、変更案第27条第2項および同第37条第2項を新設するものであります。

なお、変更案第27条第2項の新設をその内容に含む議案を株主総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更案第37条第2項の新設に伴い、現行定款第38条の条文の趣旨が同変更案に内包されることとなるため、現行定款第38条を削除するとともに、現行定款第39条以後の条数を繰り上げるものであります。

(3) その他、一部字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第17条～第26条 (条文省略)	第17条～第26条 (現行どおり)
第27条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役 (取締役であった者を含む) の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 (新 設)	第27条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役 (取締役であった <u>もの</u> を含む) の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 <u>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く) との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第36条 (条文省略)</p> <p>第37条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 (新 設)</p> <p><u>第38条 (社外監査役の責任限定契約)</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第36条 (現行どおり)</p> <p>第37条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった<u>もの</u>を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 <u>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p>
<p>第39条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第38条～第39条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p>
<p>第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
1	あな ぶき ただ つく 穴 吹 忠 嗣 (昭和28年1月4日生)	昭和61年4月 当社設立 当社 代表取締役社長 平成6年7月 穴吹興産株式会社 代表 取締役社長（現任） 平成8年7月 当社 代表取締役会長 平成13年6月 当社 取締役会長 （現任） （重要な兼職の状況） 穴吹興産株式会社 代表取締役社長	48,000株
2	くら た とおる 藏 田 徹 (昭和34年1月21日生)	昭和61年4月 当社入社 平成元年4月 当社 取締役 平成3年10月 当社 常務取締役 平成7年3月 当社 専務取締役 平成8年7月 当社 代表取締役社長 （現任） 平成15年9月 穴吹興産株式会社 取締役 （現任） （重要な兼職の状況） 穴吹興産株式会社 取締役 株式会社クリエ・ロジプラス 取締役 株式会社クリエ・イルミネート 取締役	228,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
3	じょうぐちひろし 上 口 裕 司 (昭和34年1月27日生)	昭和62年6月 当社入社 平成11年6月 当社 取締役 (現任) 平成21年4月 当社 営業部長 平成21年7月 当社 執行役員 (現任) 平成23年4月 当社 HRソリューション 営業部長 平成24年4月 当社 第二営業部長 平成25年4月 当社 営業部長 兼 事業 戦略部長 平成25年5月 当社 事業戦略部長 平成26年1月 当社 管理部長 兼 事業 戦略部長 平成26年4月 当社 管理部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社クリエ・ロジプラス 監査役 株式会社クリエ・イルミネート 監査役 株式会社採用工房 監査役	29,000株
4	きたむらひとみ 北 村 ひとみ (通称名: 青柳ひとみ) (昭和42年4月12日生)	平成5年10月 テンプスタッフ株式会社 入社 平成17年4月 同社 執行役員 平成20年10月 ビーブルスタッフ株式会社 (現 テンプスタッフ・ビーブル 株式会社) 取締役 平成22年6月 株式会社日本テクシー ド 取締役 平成25年5月 当社入社 平成25年5月 当社 営業部長 平成25年5月 当社 執行役員 (現任) 平成25年6月 当社 取締役 (現任) 平成26年4月 当社 営業部長 兼 事業 戦略部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社クリエ・ロジプラス 取締役 株式会社クリエ・イルミネート 取締役 株式会社採用工房 取締役	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
5	おお くに よし ひさ 大 谷 佳 久 (昭和42年9月9日生)	<p>平成2年4月 穴吹興産株式会社入社</p> <p>平成18年10月 同社 執行役員（現任）</p> <p>平成21年6月 あなぶきメディカルケア株式会社設立 同社 代表取締役社長（現任）</p> <p>平成21年8月 穴吹興産株式会社 事業企画室長 兼 不動産開発本部副本部長 兼 シニア開発事業部長</p> <p>平成23年3月 同社 不動産開発本部副本部長 兼 シニア開発事業部長 兼 四国事業部長 兼 中国事業部長</p> <p>平成23年10月 同社 不動産開発本部副本部長 兼 シニア開発事業部長</p> <p>平成24年6月 当社 取締役（現任）</p> <p>平成24年9月 穴吹興産株式会社 シニア事業部長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） あなぶきメディカルケア株式会社 代表取締役社長</p>	一株

- (注) 1. 候補者穴吹忠嗣氏は、穴吹興産株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に人材派遣、本社事務所の賃借等の取引関係があります。
 なお、穴吹興産株式会社は、当社の親会社であります。
2. 候補者大谷佳久氏は、あなぶきメディカルケア株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に人材派遣等の取引関係があります。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

補欠監査役が監査役に就任する順序につきましては、第1順位を森敏法氏、第2順位を明石卓也氏とすることといたします。但し、森敏法氏は社外監査役の要件を充たしませんので、社外監査役が欠けた場合の補欠は明石卓也氏といたします。

また、補欠監査役の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	もり とし のり 森 敏 法 (昭和38年11月7日生)	昭和61年4月 穴吹興産株式会社入社 昭和61年4月 同社より当社に転籍 平成21年2月 当社より穴吹エンタープライズ株式会社に出向 平成23年2月 同社より当社に復帰 当社 営業部アウトソーシング課 平成23年4月 当社 HRソリューション営業部アウトソーシング課 平成24年4月 当社 第一営業部高松支店 平成25年4月 当社 営業部高松支店 平成25年10月 当社 管理部コンプライアンス推進室(現任)	100株
2	あか し たく や 明 石 卓 也 (昭和59年10月9日生)	平成22年9月 司法試験合格 平成23年12月 司法修習終了 弁護士登録 (香川県弁護士会) 平成23年12月 河村・柳瀬法律事務所入所 (現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者明石卓也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項

(1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について

明石卓也氏につきましては、同氏の見識の高さおよび弁護士としての経験を当社監査体制の強化に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について

明石卓也氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、会社経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(3) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役（第2号議案が原案どおり承認可決されますと、「監査役」となります。以下同じ。）との間に、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、明石卓也氏が社外監査役に就任された場合には、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります（第2号議案が原案どおり承認可決されましても、契約内容の趣旨に変更はありません。）。

- ① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限度が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 香川県高松市古新町9番地1
リーガホテルゼスト高松 2F エメラルド
TEL 087 - 822 - 3555



[交通のご案内]

J R高松駅より徒歩で約10分

高松空港より車で約30分

高松自動車道「高松中央IC」より車で約20分